

「長崎市移住支援空き家リフォーム補助金」

補助金交付申請の際に必要な書類

1 補助金交付申請書（第1号様式）

※ 必ず、申請者本人にて記入及び捺印して下さい。

※ 「交付申請額」の訂正は出来ませんので、間違えた場合は申請書の書替になります。

2 改修計画書（第2号様式）

※ 改修の概要については改修工事の箇所及び内容を明示すること。

※ 必要に応じ、施工箇所の分かる平面図等を添付すること。

3 補助申請の日又は転入日の1年以上前から引き続き居住していない状態（空き家の定義）が証明出来る書類。

※水道、電気又はガスのいずれかが1年以上休止していることを確認出来る書類。

（それぞれの供給先からの証明書。）

4 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記の（1）～（4）うちいずれか1つ）

（1）固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】

※令和6年6月以降申請は、令和6年度のものとする

（2）固定資産税家屋台帳の写し【窓口で交付されたもの】

※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）（1通300円）

○発行から3か月以内のもの。

（3）名寄帳の写し【窓口で交付されたもの】

※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）、各市民サービスコーナー

（1通300円）

○発行から3か月以内のもの。

（4）建物登記事項証明書【窓口で交付されたもの】

※長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127（1通600円）

○発行から3か月以内のもの。

5 市税の納付を確認できるもの

（1）完納証明書（申請者分）*申請時に市外在住の者については完了実績報告時に提出。

※各地域センター（1通300円） ○発行から3か月以内のもの。

6 見積書

（1）申請者宛てであることがわかるよう姓名の記入、もしくは申請者の住所の記載が必要。

（2）見積日、請負者の住所、氏名、押印があるもの。

（3）工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定すること、消費税額の記載も必要。

（4）内訳内で10万円以上の1式表示については明細が必要。（数量、単価を明記）

7 着工前写真

（1）建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真

（2）申請時に提出出来ない（屋根等）写真がある場合は、申請時に誓約書への記入が必要。

8 その他の提出書類（該当する場合のみ）

（1）手続を代理人が行う場合

※委任状（第3号様式）

（2）購入又は賃借の確認書類（要綱第2条第3号、4号）

※売買契約書の写し（完了時に建物登記事項証明書の提出が必要です。）

※賃貸借契約書の写し

（3）購入者又は賃借人の申請時の住所確認

※住民票の写し：申請時に在住の市町村にて交付されたもの

長崎市在住の場合は各地域センター、各市民サービスコーナー（1通300円）

○発行から3か月以内のもの。

（4）所有者（空き家等情報バンク登録）の確認

※空き家等情報バンク登録書の写し